

## 一般社団法人日本臨床神経生理学会 関連講習会に関する細則

### (目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）が共催する関連講習会について定める。

### (開催団体の条件)

第2条 関連講習会は、本学会の専門・認定医および専門・認定技術師が責任者となるものとする。

2. 主催団体は、以下のいずれかに該当するものとする。

- 1) 臨床神経生理学に関連する大学講座。
- 2) 講習会開催を目的とした世話人会。
- 3) 地域の中核病院の部門。
- 4) その他、理事会が適当と認めた団体。

### (講習内容)

第3条 関連講習会の内容は、本学会が定めた「臨床神経生理専門医・専門技術師研修カリキュラム」に沿ったものとするよう努力し、著しく逸脱することがないようにする。

2. 関連講習会は、各受講者に修了証を発行する。

### (講習内容)

第4条 関連講習会としての指定を希望する場合、教育委員会に以下の書類を提出する。

- 1) 責任者および講師の名簿（所属施設・職名・所有資格を含む）。
- 2) 主催団体名。
- 3) 本学会が定めた「臨床神経生理専門医・専門技術師研修カリキュラム」に沿った内容であること、および助成金を適正に使用することについての誓約書。

### (助成金)

第5条 助成金の額は40万円を上限とする。

2. 受領後、第6条に従い事業実施報告書を提出すること。

### (報告義務)

第6条 講習会を実施した主催者は、以下の書類を教育委員会へ提出する。

- 1) 研修内容に関するアンケート結果
- 2) 受講者名簿（所属施設、職名、所有資格（専門・認定医及び専門・認定技術師など）

を含む)

3) 収支報告書

2. 講習会終了後、庶務理事に事業実施報告書（収支報告書を含む）を提出する。

(改正)

第 7 条 本細則の改正は、教育委員会の審議を経た上で、理事会の承認を要する。

(細則外事項)

第 8 条 この細則に定めがなく、講習会の運営上必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附則

本細則は、2025 年 11 月 12 日より施行する。